

# 関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない 東海の会 NEWS NO. 8



関生東海の会 公式ホームページ

<https://kannama-tokai.jimdofree.com>



関生東海の会 Twitter @kannmatokainew

【発行日】

2021年4月15日

【連絡先】

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目  
13番46号 ウィストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

TEL 052-262-7061

FAX 052-262-7062

kannamatokai@gmail.com

## 関西生コン労組つぶしを許さない東海の会 第3回総会 7月4日(日)13:30~16:00 金山 労働会館

2018年夏 労働組合の活動が恐喝や威力業務妨害に当たるとして委員長をはじめ80名にも及ぶ組合員が逮捕・勾留された関西生コン弾圧事件から4年目の春を迎える。この間、大阪、兵庫、東京、静岡、神奈川、四国、北海道で支援する会や準備会が結成された。東海地区では2019年6月に労働組合運動や市民運動の有志で関西生コン労組つぶしを許さない東海の会が結成された。現在、大津地裁、京都地裁、大阪地裁、和歌山地裁で裁判が争われている。そして相次ぐ不当判決。この事実を多くの人に知ってほしい。この弾圧とそれを跳ね返す運動の意味を考えてほしい。他人ごとではない。それは私たちの生活に直結する。私たちは労働組合だけでなく様々な市民運動と個人にこの問題での幅広い共闘を呼びかけます。講師にこの問題でいち早く声をあげておられるジャーナリスト 竹信三恵子さんをお迎えし3回総会を開催します。関西生コン支部組合の方からのご挨拶も予定しています。是非参加ください。 ※お申込み詳細は 後日 チラシやホームページでお知らせします。

### 講演『関生事件が左右するワーキングプアの将来』

講師：竹信三恵子

ジャーナリスト、和光大学名誉教授、元朝日新聞社記者

『ルポ 雇用劣化不況』(岩波新書)他著書多数。

関西生コン関係では、「ルポ 労組破壊—『関西生コン事件』とは何か 上・中・下」

(『世界』2020年2, 3, 4月号)

NPO 官製ワーキングプア研究会理事、女性労働問題研究会代表



## 白バス事件 逆転 勝利判決／大阪府警の不当捜査を断罪

「白バス事件」とは、2014年9月京都府京丹後市への米軍Xバンドレーダー(ミサイル早期警戒システム)配備反対全国集会に関西地域の市民運動団体が個人の所有する大型バスを借りて参加した際、参加者に諸経費を平等に負担してもらったことが「道路運送法違反の有償事業行為」だとして、翌年の2015年6月、大阪府警が市民運動家3人を逮捕、弁護士事務所を含め10数か所を家宅捜索し、関生労組支部事務所も捜索された事件である。この弾圧事件は、反戦平和運動の広がりを異委縮させるための、大阪府警公安による事件づくりであった。(関生支部は、組合大会と重なりこの日の集会には誰一人も参加していない。)関生支部は、大阪府(大阪府



警)を相手取って、「犯罪の背景が無いのに捜索令状を請求して違法な家宅捜索を強行し組合員の顔写真を撮るプライバシーの侵害、警察責任者の暴言による名誉棄損、また、仲間を取り戻す抗議行動に合わせて請願権を行使したが受理しなかったことの違法。」を争った。本来、違法な令状請求は裁判官により却下されなければならない。市民活動への不当な弾圧を防ぐべき立場にある裁判官によるチェックが十分に機能していない現状で、関生支部の闘いは、正義をもとめる闘いである。この白バス事件の原告本人として証言する予定だった関西生コン支部の西山執行委員は、一連の「関西生コン事件」で2018年以降繰り返された逮捕によって、何度も証言の機会をうばわれた。大阪府(大阪府警)はこの大阪高裁判決を不服として、上告期限最終日に最高裁へ上告してきた。大阪府警がいかに関西生コン支部を敵視し、常軌を逸しているのかを物語っている。



# 憲法で保障された労働基本権 = ストライキを威力業務妨害とする不当判決 / 組合つづしに加担する司法

## ストライキは犯罪なのか

3月15日大阪地裁で、2017年12月の産別ストライキ現場への弾圧について、関西生コン支部の副委員長、執行委員、争議対策部員ら7人の各組合員へ、「威力業務妨害」と称して懲役1年6か月から2年、執行猶予3から4年の不当判決があった。不当判決を受けた組合員は判決後、支援集會に合流、「労組活動を認めない不当判決。控訴して無罪を勝ち取る」「この国はこんなもの、変えていくのは闘いと労働組合、このような社会を変えていく新しい労働運動を作っていく」等と次々と決意を語った。

判決は、宇部三菱セメント大阪港サービスステーションで、バラセメント輸送を委託された植田組とダイワN通商の車両を、あるいは中央大阪生コンで北神戸運輸のミキサ車を、「路上に停車させる」「車両の前に立ちはだかる」等して、2時間以上業務を遅延させるなどしたとし、ストライキに協力するよとの説得を受け入れない者にも「相手の意思を制圧する」にたる態様であったとして「威力業務妨害」を認定した。労働組合法1条2号の刑事免責については、「輸送運賃の値上げは組合員の労働条件にさほど影響するとは言えず」等と事実と反する決めつけを行い、

中央大阪生コンが組合員の勤務する近酸運輸の輸送契約を打ち切ったことについても、「使用者と同視できる程度に労働条件を決定していたとまでは言えず」として、(ストライキは)「労働組合の正当行為とするには限度を超えている」等とした。

**現場にいた警察官は組合員の行動を制止せず**さらに現場に多数配置された警察官が何ら労働組合員の行動を制止しなかったことについては、「暴行や脅迫があったわけではなく、スト決行中の張り紙が出て、外観上はストライキの様相を示していたことから、警察官が慎重に対応したのはやむを得ない」などと言いつつ、はしなくも裁判所が警官以下でしかないことを示した。総じて労組のストライキ権を最小限に限定する不当判決であった。判決報告集會で、不当判決を受けた組合員に続いて、全日建本部の小谷野書記長が発言、「会社側はスト対策として事前にプラカードを事務所で準備し、当日の出荷先も決めていなかった。

## それで何が業務妨害か。

担当弁護士は、「裁判で弁護側が詳細に論じたことについて簡単に触れただけで退けた。「経営権を侵害し」というフレーズが何度か出てきた。経営権を尊重し、争議権を軽視した不当判決だ」と指摘した。(G)

## 裁判傍聴報告:

■2月1日大津地裁 / 3月1日大津地裁

## 現場監督者の証言: 実際に法令違反はあった。ビラまきが嫌がらせ?

コンプライアンス活動 = 威力業務妨害(検察の無理な立証決め手に欠く検察同じ証人を何度も証言させ執拗に有罪にしようと画策 被告弁護団は抗議と証人要求撤回を求めた。(I)



■3月30日 大阪地裁 武委員長に 検察 懲役8年を求刑 判決は7月13日

法廷前に300人ほど大阪広域協働員の黒背広が集合していた。抽選の結果36人が傍聴を許されて10時開廷、検察側はコンプラ活動は資金獲得の手段であり、「威力業務妨害」にあたり、タイヨー生コン事件はコンプラ活動休止を条件に1000万円を要求した「恐喝」という構図を描き、軽微な不備に因縁をつけ、犯行態度は執拗にして狡猾、国家権力による弾圧と強弁したなどと繰り返して、被告人武建一を「懲役8年に処するのが相当」と求刑した。それに対して、永嶋弁護士が生コン産業の成立や関西生コン支部の結成にいたる背景を説明、何次かにわたる通産省の生コン産業の実態報告と業界近代化の告示などを紹介してセメントの品質向上にはコンプライアンス活動が欠かせない旨を陳述した。その最中、関西生コン労組の根絶を宣言する大阪広域協最高幹部の地神、大山ら20人ほどが退席した。午後から、弁護団は熊沢誠、木下武男、吉田美喜夫、榊原嘉明、高山佳奈子ほか各氏の意見書などによって説得的な弁論を展開、関生支部執行委員会の協議内容や委員長としての地位から威力業務妨害罪の「共謀」だとする検察にも具体的に反論した。特に「恐喝」とされるタイヨー生コン事件での1000万円受領は2015年当時、支部結成50周年事業の一環として会館建設資金カンパを広く業界からも得ていたという武証言をさらに補強して検察の意図に反撃した。最後に武委員長が「権力者によもや裁判所が忖度することなく、また予断と偏見のない判決を求めたい」と発言。判決は7月13日(火)10時と決まり、5時に閉廷した。(K)

◆東海の会では裁判傍聴支援の活動を行っています。東海から意外と近い関西。

当会による交通費の補助もあります。傍聴支援活動に是非参加ください。

4月22日には和歌山地裁でも公判開始。京都・大阪では不当判決を跳ね返す控訴審が予定されています。





## 2月23日 関生東海 第3回講演会を開催 榊原嘉明さん(名古屋経済大学准教授 労働法) 講演「関西生コン刑事弾圧事件とドイツ労働争議法」

今回は2020年10月8日の大阪地裁判決の意見書を書かれている新進気鋭の労働法学者を迎えての講演会を開催しました。ご家族の関係で長野県大町にお住まいという榊原さんにはオンラインで講演をしていただきました。

### ＜大阪地裁判決＞

大阪地裁は、関生労組の争議行為について、①その実行行為の態様がバラセメント・生コン輸送業務を「強烈」に阻害するものであること、②被害にあった会社には関生労組の組合員が存在しないことから争議行為の対象となる使用者としては認められないこと、この2点をもって違法と判断しました。前者については憲法第28条と労組法第1条2項をまったく無視している点で重大ですし、後者については「使用者」性の判断に問題があります。以下では紙幅の関係で後者の「使用者」性について榊原さんの発言を紹介しします。

### ＜違法性の判断はあまりにルーズであり、最高裁判決も無視したもの＞

判決は労使関係を労働契約の有無と実質的な労使関係の有無で判断しましたが、それに対し、榊原さんは、労使関係は当事者間の具体的な関係も含めて判断されなければならないのに、判決はそれを無視した極めてルーズなものだと指摘します。つまり、争議行為の正当性は、この争議行為が何を目的に行われたのか、また被害を受けたという企業はこの間、関生労組が労使折衝や労使協定を行ってきた企業や協同組合との間でどういう位置づけにあったのかなど具体的な事情をもって判断されなければならないのに、今

回の判決はそれらにはまったく触れていないということです。それに加え、労働条件等について雇用主以外の事業主であっても「現実的かつ具体的に支配・決定することができる」場合は「使用者」にあたるという最高裁判決（朝日放送事件）も踏まえていない判決でした。

### ＜労働争議に対する日本の司法は時代の流れに逆行～ドイツとは大きな隔たり＞

経済のサービス化・情報化が進む中で、製造業中心・伝統的であったドイツの法律や労働組合も変化を余儀なくされます。例えば、労働組合が合法的に営業妨害を行うよう一般市民に呼びかけて行う「フラッシュモブ行動」も労働争議として容認されるようになりました。近年、日本においても「ネットワーク型ビジネスモデル」（垂直方向に下請け企業が位置づけられ、スキルや知識と関係なく賃金が決まってしまうような企業システム）が拡大していることから、それに対抗するために従来の労使関係を越えた新たな団体行動が求められています。関生労組の試みはまさにその先駆的なものです。榊原さんはそれを司法判断が禁圧してしまうことに大きな危惧を抱いていると述べています。

(共同代表 愛知淑徳大学名誉教授 石田好江)



### 小西生コン&港運企画事件(愛知での関生関連裁判)続報

小西生コン事件は、4月19日11:00から名古屋地裁1103号法廷で愛知県労委命令取消訴訟があります。県労委の命令は職場に関西生コン弾圧の記事を会社が張り出したことを不当労働行為として認定し、役員が逮捕されたことをもって組合の権利が失われるわけではないとしながら、組合脱退者に特別昇給をした事実などを不問に付し、組合員の具体的な救済をしませんでした。裁判では組合は命令の詳細な検証を求めていきます。港運企画事件は、「社長が殴られた」等、嫌疑不十分で不起訴になった事件で解雇をしたことを争っています。会社が暴力団と関係して元従業員やその転職先を恐喝したことの再発防止を取引先への要請したことに対して、会社は日本第一党の瀬戸弘幸と連絡をとって争議に介入しました。関西生コン弾圧に影響を受けた事件があちこちのユニオンで起きています。4月23日10:00～愛知県労働委員会調査(愛知県庁8階) 4月27日13:30～地位確認訴訟(名古屋共同法律事務所)

### 国賠訴訟や中央労働員会での攻防も

■東京地裁に提訴されている関生弾圧事件の国賠訴訟に京都府、滋賀県、和歌山県が東京地裁での審理を不服とする抗告がだされ審理停止の状態が続いていた。東京高裁はこれ棄却。迅速な審理の開始が求められる。

■大阪地方労働委員会で大阪広域協組加盟企業による解雇など不当労働行為事件で申立16件。10件で救済命令、2件で棄却決定されている。現在、中労委再審査事件8件。大阪広域協組の顧問弁護団トップ(元大阪地検刑事部長)らが中労委事件にのりだし、刑事弾圧事件の詳細な一覧をもとに「関生支部は反社会的色彩の強い集団」「違法な業務妨害行為、強要行為を繰り返してきた特異な集団」と決めつけ、日々雇用労働者の労働者供給契約に関する労働協約などは「違法行為により実現された利益であり法的保護に値しない」などとする論理で、初審が認定した不当労働行為を否定。中労委に揺さぶりをかけている。



関西生コン支部が「共謀罪」の危険を知らせるポスターには、「戦前の治安維持法では「協議罪」が乱用され多くの市民が逮捕・拘留された」と書かれている。この「協議罪」に注目して「共謀罪」が現代版「治安維持法」でもあることを考えてみる。

1925（大正14）年に5月12日に施行された「治安維持法」二条には「其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」とあり、三条には「実行ヲ煽動シタル者」が加わっていた。この年の12月1日に始まる「京都学連事件」がその初適用となった。京都社会科学連合会などの38人に向けられ、関東の連合会9人と日本労働組合評議会京都地方評議会書記1人も含まれた。「協議」という言葉は「話し合い」を意味するが、3月30日の大阪地裁では武委員長に対する検察の論告は支部執行委員会での協議内容を「共謀」の証拠にした。「協議内容」は「計画」の言い換えではないだろうか。（木村直樹）

## 連帯のメッセージ 会員 平山 良平（非正規労働者の待遇改善と関連して）

1986年の国鉄民営化は国鉄労働組合潰しです。同時期に労働者派遣法の制定があり、派遣可能な職種の拡大によって、今やすべての職種で派遣労働が可能となった。パート、アルバイト、派遣、契約社員という非正規雇用は、今や働く人の40%に。非正規雇用労働者の賃金の基準が最低賃金。愛知県は時給927円、これで生活はどうなのか。計算上、時給1000円では、1日8時間で8000円、10日で8万円、20日で16万円、25日働いてやっと20万円となる。数年前に愛労連などの組合が結婚時の月給を調査しました。「結婚月収は27万円」という。時給1000円でも「結婚月収」には届かない。ユニオンの若者が「最低賃金・全国一律・時給1500円」を要求している。時給1500円では、1日8時間で1万2000円、10日で12万円、20日で24万円、あと3日働けば結婚月収に手が届きます。時給1500円、金銭的にゆとりができ、ともに望むならば結婚できる時給です。結婚できない最低賃金の低さは、人口減少という日本衰退をもたらしている。だから私は、金山北口の街頭では、最低賃金と結婚月収、そして日本の賃金が高いのは労働組合が潰されてきたことによる、と声を寒い夜空に響かせます。

## 街頭宣伝活動／市民運動との連帯

月1回の定例街宣を名古屋市金山駅北口で行なっています。3月19日「あいち総がかり行動」にのぼりを立てて参加。



## 【書籍紹介】



木下 武男 著(岩波新書 2021/03/19)

日本では「古臭い」「役に立たない」といわれる労働組合。しかし世界を見渡せば、労働組合が現在進行形で世界を変えようとしている。この違いの原因は、日本に「本当の労働組合」が存在しないことによる。社会を創る力を備えた労働組合とはどのようなものなのか。第一人者がその歴史と機能を解説する。労働組合の原点を実践する関西生コン労組の運動の正当性をより深く理解できる。

熊澤誠：『まともな労働組合運動の受難』（関生裁判 鑑定意見書）他  
『労働法律旬報』掲載資料あります。ご希望の方は当会にお問合せください。

## 関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会 会員募集中！

「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」は2019年6月29日 関西生コン労組への弾圧が憲法を踏みしめるものであり、共謀罪型捜査弾圧の先駆けであり、この戦後最大級の弾圧を跳ね返すことが、労働組合や市民運動にとって政治的立場や路線を超えた共通の課題であると考え、東海地区の有志の呼びかけで結成されました。HPでの情報発信や裁判の傍聴支援、街頭宣伝活動、講演会の企画等を行っています。全国各地の運動と連帯しながら 東海地区(愛知、岐阜、三重)からニュースの発行、捨てられないチラシ、SNSでの情報拡散など創意工夫でこの運動を広げたいと考えています。会の趣旨に賛同いただける方は、会員の推薦を受けどなたでも参加できます。

詳細は HP <https://kannama-tokai.jimdofree.com/>

Twitter @kannamatokainew



## この運動のためのカンパをお願いします。

記号 12050 番号 21748111 口座名義 関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会  
(カンサイナマコンロウソツブシノダンアツヨルサナイトウカイノカイ)

・他の金融機関から振り込みの場合※口座名義は上記に同じ ゆうちょ銀行 ニゼロハチ支店 普通預金 口座番号 2174811